

「日本の木材活用リレー ～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～」 事業協力者公募要項 質問・回答書（その1）

※寄せられた質問内容をもとに、組織委員会において質問タイトルをつけております。

※質問文及び質問該当箇所について一部再構成しております。そのため、質問箇所・ページ等が質問者の記載内容と異なっている場合があります。

※以下に関する質問については、質問・回答書（その2）として来週末までに回答を公表する予定です。

プロジェクト実施期間について、提供木材の納入について、提供木材の返却について、後利用について、後利用の参考例について、森林認証制度について
木材の調達基準について、提供木材の加工について、提供木材の材種・使用・数量について、提供木材の使用箇所について、提供木材のサンプルについて

質問タイトル	質問箇所	ページ	質問	回答
ビレッジプラザの計画内容について	【第1章 総則】 4 設計概要及び設計趣旨	3	イメージ図にあるように提供木材は利用者から目視できる表しとしての設計が基本となるのか。	原則として、提供木材を活かした内装としますが、各テナントによる独自の内装が追加される場合があります。
ビレッジプラザの計画内容について	【第3章 公募内容】 4 公募種別 (2) 棟単位	7	棟は、ビレッジプラザ内での屋内利用であるのか、屋外利用となるのか。	すべての棟は屋外に建設されます。
ビレッジプラザの計画内容について	【第3章 公募内容】 4 公募種別 (2) 棟単位	8	表1に記載されている5つの棟のそれぞれの用途について分かっている範囲で教えていただきたい。	テナント等の諸室が割り当てられる予定ですが、現時点では基本設計中のため未確定です。棟単位の事業協力者には、設計内容が確定後に別途お知らせします。
ビレッジプラザの計画内容について	【第3章 公募内容】 4 公募種別 (2) 棟単位	8	表1の各棟の用途について御教示下さい。	(公募要項13ページ【本プロジェクトに関するFAQ】参照)
ビレッジプラザの計画内容について	【第3章 公募内容】 4 公募種別 (2) 棟単位	8	募集する材積について、募集決定後、使用部材のリクエストは聞いてもらえるか？ (県内のJAS工場では県産材を使った柱や梁桁の製造が少ないため、下地材を希望するなど)	部材単位の場合、事業協力者の決定後に行う調整期間において使用部材の詳細を協議させていただきます。また、使用箇所についても協議することができます。(公募要項12ページ【第4章 選定及び決定方法】「4 協定・契約の締結」参照)
ビレッジプラザの計画内容について	【本プロジェクトに関するFAQ】	13	基本設計の完了また平面図、諸室配置、各機能の割り当て等の公表はいつごろか。	基本設計は2017年9月末に完了予定です(公募要項3ページ【第1章 総則】「5 事業スケジュール」参照)。平面図、諸室配置、各機能の割り当て等については、施設の特性上、広く公表することは差し控えていただきます。棟単位の事業協力者には、個別にお知らせする予定です。
広報活動について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動	4	『事業協力者は、組織委員会が行う事業協力者の公表に係る一連の広報活動に協力をする。』とあるが、どのような協力が想定されるか。	公募要項に記載の広報活動に協力いただきます。(公募要項4ページ【第2章 事業スキーム】「4 広報活動」(1)大会前、及び12ページ【第4章 選定及び決定方法】「3 事業協力者の公表」を参照)
広報活動について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動	4	棟単位、部材単位、また部材単位においては口数によって、組織委員会が行う広報活動において、その取扱いに差異はあるでしょうか？ また、事業協力者が行う広報活動においても適否の判断に差異はあるでしょうか？	公募種別や口数等の事業協力の内容にかかわらず、公平に広報活動を行います。
広報活動について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動	4	事業協力者に対しても大会エンブレム等の模型を提供いただけないか。広報活動のツールとして使用したい。	提案として承ります。
広報活動について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) その他	5	提供する木材の伐採から加工までの様子を動画撮影し、後日、県のホームページでPRすることを考えています。 貴委員会が行う、「提供木材のサンプルを組み合わせることで大会エンブレムの模型の作成」に関する広報活動にあわせ、この動画・映像を県のホームページでPRしても良いのでしょうか。	可能です。ぜひ、「東京2020参画プログラム」を活用し、PRに取り組んでいただきたいと思います。
広報活動について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) その他	5	協力を得た木材関連事業者が広報活動の参加は可能か。	事業協力者である地方公共団体が行う広報活動に木材関連事業者が協力することは可能です。
広報活動について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) その他	5	木材にサインを入れてもらえるよう、選手に働きかけてもらうことは可能か。	提案として承ります。

質問タイトル	質問箇所	ページ	質問	回答
広報活動について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) その他	5	後利用について事業協力者がおこなうPR等の広報活動に制約があれば具体的に示されたい。	オリンピック・パラリンピック大会に関する知的財産権の保護、及び「アンブッシュマーケティング」（意図的であるかに関わらず、無断での知的財産の使用・関連性を持たせる使用）禁止されています。個別の広報活動の可否については、事前にご相談ください。
広報活動について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) その他	5	「組織委員会は、事業協力者の広報活動について各種提案を受け付け、大会に関する各規程等の抵触の有無を含め、提案内容の適否を判断する。」とありますが、木材の普及や誘客等の際に、オリンピック施設へ木材提供しての旨を表示してよろしいですか。	上記の大会の知的財産に関する各規程等に抵触しない範囲であれば、PRは可能です。個別に広報活動の可否については、事前にご相談ください。
広報活動について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) その他	5	提供木材について、後利用時に事業協力者がビレッジプラザに利用された旨の看板等を掲示し、PRすることは可能か。	
広報活動について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) その他	5	「その他、組織委員会は、事業協力者の広報活動について各種提案を受け付け、大会に関する各規程等の抵触の有無を含めて、提案内容の適否を判断する。」とされているが、提案～適否の判断までの手続きはどのようになるのか、具体的にご教示いただきたい。	東京2020参画プログラムの応募手続き等については、組織委員会の特設サイト（ https://participation.tokyo2020.jp/jp/ ）をご覧ください。その他、検討されている広報活動については、個別にご相談ください。
東京2020参画プログラムについて	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) その他	5	「組織委員会は、東京2020参画プログラムに認証された事業の実施に関し、協力することを予定している。」とあるが、どのような協力を予定されているのか、具体的かつ網羅的にご教示いただきたい。	組織委員会が事業の共催者になることや、事業の後方支援を行うこと等が考えられますが、個別具体的な提案内容に応じて協力内容や協力方法を検討します。
東京2020参画プログラムについて	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) その他	5	「東京2020参画プログラムの認証を申請し、その認証を受けることで、オリンピック・パラリンピック大会の応援マークを使用することができる」とありますが、オリンピック・パラリンピック公認マークの使用はできないのでしょうか。	「東京2020参画プログラム」の規定により、会場関連都市以外においては応援プログラムに基づくマークのみ使用可能となっております。
東京2020参画プログラムについて	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) その他	5	大会応援マークの使用可能な期間は、	大会終了時までには使用可能の予定です。
東京2020参画プログラムについて	【第3章 公募内容】 1 応募資格	6	協力を得た木材関連事業者は、事業協力者と同様の広報活動が可能か（「東京2020参画プログラム」への申請等）。	木材関連事業者が「東京2020参画プログラム」の対象団体に位置づけられていれば、可能です。（下記リンクをご確認ください。 https://participation.tokyo2020.jp/jp/organizer/ ）
応募資格について	【第3章 公募内容】 1 応募資格	6	応募（棟単位・部材単位ともに）については、県と市町村合同で行ってもよいか。	
応募資格について	【第3章 公募内容】 1 応募資格	6	県と各市町が共同して連名で応募することは可能か？	県と市町村の連名での応募も可能です。
応募資格について	【第3章 公募内容】 1 応募資格	6	応募資格において、「近隣の地方公共団体が共同し、連名で応募することができる。」とされているが、県と市町村が共同で応募することは可能か？	
応募資格について	【第3章 公募内容】 1 応募資格	6	市町村単独で応募する場合、応募申請書については、県との連名でなくてはならないのか。	市町村が単独で応募する場合には、都道府県と連名にする必要はありません。
応募資格について	【第3章 公募内容】 1 応募資格	6	事業協力者には、数者共同で応募することは可能か（例：〇〇県と〇〇市の2者共同など）。また、事業協力者決定後、共同に変更する又は共同者を追加することは可能か。	公募要項に記載のとおり、県と市町村の連名での応募も可能です。なお、事業協力者の決定後の変更については、公募における公平性の観点からご遠慮ください。事前にご相談ください。
応募資格について	【第3章 公募内容】 1 応募資格	6	「近隣の地方公共団体が共同し、連名で応募することができる。」とあるが、近隣とは県境を越えるケースも想定されているのか、具体的にご教示いただきたい。	組織委員会において誘導または制限するものではないため、各地方公共団体においてご判断ください。
応募資格について	【第3章 公募内容】 1 応募資格	6	申請は1自治体で行いますが、その木材提供者の中に森林認証を取得している、他自治体の材も一括として、応募することは可能ですか。	可能です。なお、連名でない限りは、申請者である地方公共団体のみを事業協力者とします。

質問タイトル	質問箇所	ページ	質問	回答
応募資格について	【第3章 公募内容】 1 応募資格	6	本県では、県と民間木材関連事業者と協定（取り組みに関する）を締結した上で、製品の供給及び再利用を想定していますが、木材の加工、運搬、後利用の施工を協力事業者が主体的に実施することは可能でしょうか？ （本県のスキームは、木材の調達は既に予算を確保していますが、加工、運搬、再利用施工は、協定民間事業者の負担において、再利用時に販売することを想定しています）	木材の加工、運搬、後利用の施工等の実務を木材関連事業者が行うことは問題ありませんが、本プロジェクトにおける「事業協力者」は地方公共団体に限定させていただきます。そのため、事業協力者である地方公共団体において、本公募要項に記載された内容を遵守するよう民間事業者の指導監督等をお願いします。
応募資格について	【第3章 公募内容】 1 応募資格	6	『提供木材の品質等を適切に判断できる地方公共団体。』とあるが、適切に判断できるとはどのようなことか。	納入時においては、提供木材に求められる品質を担保できることを指します。また、返却時には、提供木材の品質や性能等に変化が生じている可能性があるため、その状況を各自で判断できることを指します。（公募要項5ページ【第2章 事業スキーム】「5 後利用について」参照）
公募種別について	【第3章 公募内容】 4 公募種別	6	「棟単位」と「部材単位」の2つの応募に分かれています。仮に「棟単位」へ複数応募があり、また「部材単位」が予定の半分以下等非常に少ない応募となった場合、「部材単位」としていた建物を「棟単位」へ変更することはあり得るのでしょうか？あくまでも「部材単位」は「部材単位」の募集のまま進める予定でしょうか？	部材単位で公募する建物については、計画の都合上、棟に分割することが困難であり、また木材の使用量が多くなることが予想されるため、棟単位として公募する予定はありません。
公募種別について	【第3章 公募内容】 4 公募種別	7	1自治体が棟単位と部材単位にそれぞれ応募することは可能か？	公募要項に記載のとおり、応募は可能です。
公募種別について	【第3章 公募内容】 4 公募種別	7	「応募者は、棟単位と部材単位の両方に応募することができる。ただし、棟単位の応募を優先として扱い、棟単位の選定対象とならなかった場合に限り、部材単位の応募を有効とする。」とされているが、次のようなケースはどのような扱いになるのか、ご教示いただきたい。 （1）A県単独で棟単位に応募し、A県とB市が連名で部材単位にも応募し、A県単独が棟単位での採択となった場合、部材単位の抽選における取扱（連名の場合も抽選から除外されることとなるのか否か）。 （2）C町とD村が連名で部材単位に応募し、C町単独でも部材単位に応募することは可能か（部材単位に重複エントリーしていると見なされるのか否か）。 （3）A県内の過半の市町村が連名で棟単位に応募し、A県単独でも棟単位に応募した場合、両者が採択される可能性（いずれかが採択されたらもう一方は抽選対象外となるのか否か）。	（1）一の申請につき、棟単位及び部材単位の両方に応募することを想定しており、複数の申請パターンで応募されることは想定しておりません。ご質問のケースについては、A県は別々の申請書において応募していることになるため、部材単位での応募から除外される場合があります。 （2）同一公募枠に重複応募することはできません。 （3）応募申請ごとに別々に扱います。
公募種別について	【第3章 公募内容】 4 公募種別 (2) 棟単位	7	「棟単位については、表1及び別図1」と記載されていますが、「別図1」が応募要項内で確認できませんでした。ご教示願います。	公募要項の誤記です。お詫びして訂正いたします。正しくは、「別紙5」です。
公募種別について	【第3章 公募内容】 4 公募種別 (2) 棟単位	7	棟単位の提供は5棟募集されていますが、決定に際して、日本全国の多様な樹種を利用する観点から地域割の配慮はあるのでしょうか。例えば、北海道・東北1、関東1、東海・北陸1、近畿・中国1、九州・四国1のようなイメージです。	現時点においては、地域性の配慮を行わず、公平に抽選する予定です。
公募種別について	【第3章 公募内容】 4 公募種別 (2) 棟単位	9	今回の公募により施設建設に必要な木材量に満たない場合、今回の事業協力者に個別に打診をおこなうのか、または再度公募をおこなうのか。	原則として、今回公募する事業協力者と個別の協議をさせていただく予定です。
公募種別について	【第3章 公募内容】 4 公募種別 (3) 部材単位	9	応募は1口から可能か。また、選考にあたっては、大口での応募が優先されるのか。	応募に最低口数は設けません。なお、選定においては、応募口数の降順に並べて選定対象者を決定するため、大口の応募者ほど優先される可能性が高いと考えられます。（公募要項11ページ【第4章 選定及び決定方法】「1 選定方法」参照）
公募種別について	【第3章 公募内容】 4 公募種別 (3) 部材単位	9	応募申請後の口数の増減変更はいつの時期まで可能か。	応募申請された口数をもって抽選を行いますので、原則として申請後の口数の変更はできません。

質問タイトル	質問箇所	ページ	質問	回答
提供木材に付す表示について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) その他	5	事業協力者が木材に付す表示について、「事業協力者名の表示を木材の各面につき1ヵ所まで表示を付すことができる」とありますが、角材等であれば、最大4ヵ所表示を付すことができるという認識でよろしいですか。	その通りです。
提供木材に付す表示について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) その他	5	表示は3×5cmとあるが、もう少し大きい標示でも良いか（当地域のグレーディングマシンの印字機能では納まらないため）。	他の事業協力者との公平性を担保するため、事業協力者の個別事情を考慮の上、調整します。
提供木材に付す表示について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) その他	5	「事業協力者名の表示…」とあるが、生産された地区名等を記載することは可能か（例：場所（〇〇区）として「〇〇」や「〇〇材」）。	国際オリンピック委員会との協議により、事業協力者名（地方公共団体名）の表示のみ付すことができます（公募要項13ページ【本プロジェクトに関するFAQ】「提供木材について」参照）。なお、公募要項12ページ【第4章 選定及び決定方法】「3 事業協力者の公表」に記載のとおり、組織委員会ウェブサイト事業協力者の紹介を掲載する際には、提供木材の材種、ブランド等を記載することができます。
提供木材に付す表示について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) 大会後	5	また、連名の場合に木材に付す表示は県負担分は〇〇県、市町負担分は〇〇県〇〇市というように区分することは可能か？	連名で応募された場合には、各所有者名を表示することが可能です。
提供木材に付す表示について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) 大会後	5	提供木材に事業協力者の名称を表示（3cm×5cm程度）できることになっていますが、連名で応募した場合に表示を使い分けることはできるでしょうか。（〇〇県、△△市、××市など部材ごとに記載を使い分ける）	連名で応募された場合には、各所有者名を表示することが可能です。
提供木材に付す表示について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) その他	5	天井や裏地材に使用される場合は、事業協力者（地方公共団体）の表示はどのようになるか。	提供木材の使用箇所によっては、表示が十分に見えない可能性もありますが、提供木材の使用箇所が偏ることがないように調整します。
提供木材に付す表示について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) 大会後	5	木材が大会施設に使われたことを証する文言（Used in Village Plaza）にオリンピックの文言やエンブレム等の表示を付していただくことは可能か。	国際オリンピック委員会の規定により、現時点では「オリンピック」の文言やエンブレム等を付すことはできません。
提供木材に付す表示について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (2) 大会後	5	提供木材の返却後に各地方自治体において、大会施設で使われたことを証する文言や各地方自治体のマーク等を付すことは可能か。	大会で使われたことを証する文言を地方自治体が付すことはできませんが、提供木材の返却後に地方公共団体のマーク等を追加することは構いません。
提供木材に付す表示について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (2) 大会後	5	木材への文言の表示だけでは返却された木材の再加工により表示が消失してしまうため、証明書の発行等の木材への表示以外の手法は検討してもらえるか。	表示の位置の調整については、相談に応じます。また、木材への表示以外に、事業協力者への文書の送付についても検討中です。
提供木材に付す表示について	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) その他	5	「事業協力者の決定後に表示方法等の詳細を協議する」とありますが、協議の時期は、いつ頃を予定されていますでしょうか。	2017年10月～12月頃に最初の協議を予定していますが、表示位置等については設計が深度化した際に改めて調整する予定です。
提供木材に付す表示について	【第3章 公募内容】 4 公募種別 (4) 留意事項	10	JAS材には規定により製造業者名が印字されますが、これはJASマーク等の一部という理解で、表示可との解釈でよろしいでしょうか？ また、合法性証明マーク(FIPC)についても表示可の解釈でよいでしょうか？	JASマークに関連するマークであれば、表示が付されても構いませんが、その大きさは最小限としてください。合法性証明マークについても同様とします。
提供木材に付す表示について	別紙3 木材に付す表示について	18	提供木材への事業協力者名の表示は施設利用者に対する事業協力者のPRとしてなのか、施工業者がピレッジプラザ建設の際に部材管理をするためか。	施設利用者に対するPRを目的としています。なお、施工管理のために、組織委員会は提供木材の寸法や仕様等を示す表示を別途付す予定です。
提供木材に付す表示について	別紙3 木材に付す表示について	18	木材に付す表示のうち事業協力者の名称について、都道府県が事業協力者となる場合、「〇〇県〇〇市」のように産地市町村まで表示することは可能か。	国際オリンピック委員会との協議により、木材に付す表示については、事業協力者名（地方公共団体名）のみとし、地域名・産地名は付さないことが条件とされています。また、産地名としての市町村名は事業協力者名と混同される恐れもあるため、表示することはできません。（公募要項13ページ【本プロジェクトに関するFAQ】参照）
提供木材に付す表示について	別紙3 木材に付す表示について	18	市町村の協力を得ながら県が単独で事業協力者となった場合には、提供木材に表示する事業協力者名について、県名と市町村名を併記することは可能でしょうか。	市町村の協力を得ながら県が単独で事業協力者となった場合には、提供木材に表示する事業協力者名について、県名と市町村名を併記することは可能でしょうか。

質問タイトル	質問箇所	ページ	質問	回答
提供木材に付す表示について	別紙3 木材に付す表示について	18	木材に付す表示について、事業協力者名に変わり、県のマーク或いは県の公認キャラクターのマーク等を伏すことは可能か（文字だけでは見た目が地味なため）	大会施設において、許可された広告や宣伝以外の掲示が禁止されています（クリーンベニューの原則）。提供木材に付す表示については、国際オリンピック委員会との協議により、事業協力者名を文言として表示することのみが認められています。
提供木材に付す表示について	別紙3 木材に付す表示について	18	組織委員会から木材が返却される際に、大会施設で使われたことを証する表示が行われるが、後利用に当たって木材を切削・加工すると、表示が消失する可能性がある。 事業協力者において、後利用の段階で、組織委員会に指定された文言を表示することは可能か？	事業協力者が任意に表示を再度付すことは認められません。なお、表示の位置を調整については、相談に応じます。
提供木材に付す表示について	別紙3 木材に付す表示について	18	返却される木材について、後利用時の加工により大会施設で使われたことを証す文言が消える場合、任意の場所に新たに同様の表示付することは可能か。	
応募申請について	【第3章 公募内容】 7 応募申請方法	11	「後利用の計画案は、選定時等における判断材料とはしない」とされているが、それ以外の項目（要件に定められている数量、材種、寸法等を除く）で選定時の判断材料とされるものがあるのか、具体的かつ網羅的にご教示いただきたい。	公募要項に記載のとおりです。
応募申請について	【第3章 公募内容】 7 応募申請方法	11	『申請書には応募時点での後利用の計画案を記載する。』とあるが、計画案とはどこまでのものが求められるのか。	後利用の見通しを把握するために記載いただくものであり、選定等の判断材料とはしません。そのため、応募申請時の想定で構いません。その後、段階を追って後利用の計画状況をご報告いただく予定です。
応募申請について	【第3章 公募内容】 7 応募申請方法	11	「申請書には応募時点での後利用の計画案を記載する。」とありますが、事業協力者の決定後に後利用の計画を変更しても差し支えないでしょうか。また、その場合にはどのような手続きが必要でしょうか。 ※後利用は3年以上先のため、計画を変更せざるをえない状況になることも十分考えられると思います。	計画に変更が生じることは問題ありません。組織委員会が報告を求める際に、変更後の計画を報告いただければ結構です。
応募申請について	【第3章 公募内容】 7 応募申請方法	10	7月24日に開催された第21回理事会の「資料5 選手村ビレッジプラザにおける使用木材の公募実施について」について、「5. 公募の概要」のうち「募集数」においては、「※被災地等については申し出により優先的に対応」とされていた。 (1) この記載に該当する内容については、7月25日に公表された「事業協力者公募要項」のどの部分に記載されているのか、具体的にご教示いただきたい。 (2) 「被災地等」には、東日本大震災の被災地を含むものと理解してよいか、ご教示いただきたい。 (3) 「申し出により優先的に対応」とは、いつ、どのような方法で申し出ることを想定されているのか、具体的にご教示いただきたい。	(1) 公募要項11ページ【第4章 選定及び決定方法】「1 選定方法」をお読みください。 (2) 被災状況を一律に判断することは難しいため、「応募が困難な事情」をお申し出ください。 (3) 電話・メールで構いません。個別にご連絡ください。
選定及び決定方法について	【第4章 選定及び決定方法】 1 選定方法	11	調達基準を満足していれば、申請内容によらず抽選により選定されるという理解で良いか。（※「申請内容によらず」：提供材種及び後利用等などの計画内容等による優劣をつけず）	その通りです。
選定及び決定方法について	【第4章 選定及び決定方法】 1 選定方法	11	棟単位と部材単位の両方に応募(公募種別③)する場合、棟単位で選定された場合は、部材単位の抽選から外れるのか？	その通りです。（公募要項7ページ【第3章 公募内容】「4 公募種別」参照）
選定及び決定方法について	【第4章 選定及び決定方法】 1 選定方法 (1) 棟単位	11	「複数応募の場合は抽選で事業協力者を選定」とのことですが、「補欠」を選定する予定はあるでしょうか？ 「補欠」を選定しない場合、仮に、事業協力者として選定された地方公共団体が、調整期間での協議等で辞退した場合は、どのように対応するのでしょうか？	現時点では、補欠を選定する予定はありませんが、応募状況等により判断する場合があります。

質問タイトル	質問箇所	ページ	質問	回答
選定及び決定方法について	【第4章 選定及び決定方法】 1 選定方法 (2) 部材単位	11	「いずれも応募口数の降順に並べ、各募集枠までを選定対象者とする」とされている一方で、「口数の配分に当たっては、選定対象者のすべてに1口を割り振り、残りの募集口数については、選定対象者の応募口数に応じて事前に設定する計算方法により案分して決定口数とする」とされている。 例えば、1位の者が最大予定口数を提供するとすれば、2位以下は一切選定されないこととなるのか、ご教示いただきたい。	(1) 公募要項に記載のとおり、まずは選定対象者数（例えば、構造用製材の場合は35者）を確定させたうえで、口数の決定をします。
選定及び決定方法について	【第4章 選定及び決定方法】 1 選定方法 (2) 部材単位	11	「(前略) 残りの募集口数については、選定対象者の応募口数に応じて事前に設定する計算方法により案分して決定口数とする」とされているが、事前に設定する計算方法とはどのようなものか、具体的にご教示いただきたい。	選定対象となったすべての事業協力者への平等性を担保するために1口ずつ配分のうえ、残りの募集枠については各応募者の口数の大小に応じて案分を行います。
選定及び決定方法について	【第4章 選定及び決定方法】 1 選定方法 (2) 部材単位	11	事前に設定する計算方法とはどのようなものか。	
選定及び決定方法について	【第4章 選定及び決定方法】 1 選定方法 (2) 部材単位	11	「応募口数に応じて事前に設定する計算方法により案分して決定口数とする。」とありますが、応募の状況によっては、応募した口数以上に木材の提供を求められることがあるのでしょうか。	口数の配分に当たっては応募口数を上限とするため、応募口数を超えて提供いただくことはありません。
選定及び決定方法について	【第4章 選定及び決定方法】 1 選定方法 (2) 部材単位	11	部材単位の応募者の選定方法について、「選定対象数に同順位の応募者が複数ある場合」とは、降順に並べた際に途中段階で同じ口数の応募者が複数ある場合なのか、あるいは35者目（構造用製材の場合）に同じ口数の応募者が複数ある場合ということか。	後者のことを指します。
選定及び決定方法について	【第4章 選定及び決定方法】 3 事業協力者の公表	12	事業協力者の公表をする際には提供木材の材積または口数も公表するののか。	事業協力者名のみ公表し、材積や口数等の公表は行いません。
協定・契約について	【第2章 事業スキーム】 1 事業スキームの概要	3	「組織委員会に無償で提供する。」とされているが、本県財務規則において、県有林から生産する木材は、生産された物品として取り扱われ、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」により「物品は、公益上必要があるときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる」とされているが、本県が応募する場合、当該条例等に基づき公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ無償で貸付を行うことを前提として、応募することは可能と判断している。そこで、協定書とは別に、県の財務規則に基づき、組織委員会から、借受申請及び受領の手続きは可能か。	各地方公共団体において別途規定がある場合、組織委員会が必要な対応を行います。個別に、必要な手続き等についてお知らせください。
協定・契約について	【第4章 選定及び決定方法】 4 協定・契約の締結	12	本県では予算の担保がない案件は協定締結することができないが、今年度は木材の納入が伴わないために予算措置ができない。よって、当県の予算措置が可能となる、平成30年度以降の協定締結は可能か？	本プロジェクトを進めるうえで確認する事項を協定に定め、プロジェクト推進の担保にしたいと考えているため、原則として今年度中に協定を締結したいと考えています。各地方公共団体における事情については、事業協力者に決定後、個別に相談に応じることといたします。
協定・契約について	【第4章 選定及び決定方法】 4 協定・契約の締結	12	「組織委員会の進める実施設計が深度化し、提供木材の詳細な仕様・数量等が決定した際に、組織委員会と事業協力者は、詳細条件を定める契約を締結する」とされているが、現時点で想定している契約内容について、具体的かつ網羅的にご教示いただきたい。	提供木材の仕様・数量、加工等の具体的な条件を契約に規定することを検討中ですが、現時点では詳細は未定です。
協定・契約について	参考様式3 木材提供に関する協定書(案)	26	「知りえた情報」とは何を指しているのでしょうか。事業協力者が提供した木材が使用された施設の名称も含まれるのでしょうか。	「知りえた情報」とは、本プロジェクトの実施に際し、組織委員会から事業協力者に提供等を行うピレージプラザに関する情報を指します。提供木材をピレージプラザに使用すること、及び後利用の施設名については秘密情報には該当しません。

質問タイトル	質問箇所	ページ	質問	回答
予算確保について	【第4章 選定及び決定方法】 4 協定・契約の締結	12	協定書締結後、予算確保が出来ない場合は辞退することは可能なのか。	
予算確保について	【本プロジェクトに関するFAQ】	13	応募の時点で予算の担保を求めないとありますが、実施時に予算が確保できないことや実施設計時に（特殊加工など）見込額を上回る負担の発生により、本プロジェクトへの協力が困難になった場合の取り扱いについて教えてください。	現時点で、予算確保が可能と判断できる範囲でご応募ください。数量については、平成30年夏ごろまではある程度の調整が可能と考えます。
予算確保について	【本プロジェクトに関するFAQ】	13	木材の提供に関して、「予算成立」を条件とすることができるか、ご教示いただきたい。 具体的には、協定書（案）第5条の2に「ただし、木材の提供に係る予算が成立しなかった場合はこの限りでない。」を追加することができるか、ご教示いただきたい。	現時点で、予算確保が可能と判断できる範囲でご応募ください。予算不成立等の不測の事態が生じた場合には、第11条により協議させていただきます。
その他	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) その他	5	ピレッジプラザが竣工した際に事業協力者は現地にて提供木材の使用状況を確認することは可能か。	要望として承り、対応について検討します。
その他	【第2章 事業スキーム】 4 広報活動 (3) その他	5	事業協力者の広報活動の一つとして、完成したピレッジプラザの見学会（大会前）等を可能にしていきたい。	要望として承り、対応について検討します。
その他	【本プロジェクトに関するFAQ】	13	大会備品等に木材を使用できるかを検討中とのことであるが、使用する場合には今回のように公募をするのか。	具体的な対応方法については未定です。